

# 独立行政法人情報処理推進機構 令和3年度計画

独立行政法人  
情報処理推進機構

(令和4年2月4日変更)

# 目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化.....	3
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化.....	10
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化.....	13
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	17
1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営.....	17
2. 業務経費等の効率化.....	17
3. 人件費管理の適正化.....	17
4. 調達合理化.....	18
5. 業務の電子化等による業務運営の効率化.....	18
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	19
1. 運営費交付金の適正化.....	19
2. 自己収入の拡大.....	19
3. 試験勘定の採算性の確保.....	19
4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	19
5. 債務保証管理業務.....	19
IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画.....	20
1. 予算(別紙参照).....	20
2. 収支計画(別紙参照).....	20
3. 資金計画(別紙参照).....	20
V. 短期借入金の限度額.....	20
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画.....	20
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	20
VIII. 剰余金の使途.....	21
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	21
1. 施設及び設備に関する計画.....	21
2. 人事に関する計画.....	21
3. 中期目標期間を超える債務負担.....	22
4. 積立金の処分に関する事項.....	22
5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項.....	22

別紙.....	24
別紙1 予算.....	24
別紙2 収支計画.....	29
別紙3 資金計画.....	34

# 独立行政法人情報処理推進機構令和3年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の令和3年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

## I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化

#### (1) あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

##### (1-1) サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- ① 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等によるサイバー攻撃に対して、攻撃情報の共有体制を強化・拡大させる。また、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援を行う。
  - a. サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)の運用を着実に継続し、業務の安定化を図りつつ、より有効な活動に発展させるよう分析能力の強化、共有情報の充実等を図る。また、サイバー攻撃に関連する情報だけでなく、国内外の業界動向等の情報共有も継続する。
  - b. J-CSIPの活動においては、情報提供元的意思を尊重しつつ、他の情報共有体とのインジケータ情報の授受等の連携範囲の拡大について検討を継続する。
  - c. 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通じて情報収集を行いつつ、ウイルス検体の収集・解析・分析・アドバイス等をタイムリーに実施する。
  - d. 標的型サイバー攻撃の被害低減を目的としたサイバーレスキュー隊(J-CRAT)を運用し、組織への標的型サイバー攻撃対応等の支援を実施する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、要請に応じて関連団体・省庁等からの支援要請に対応する。
- ② 脅威やサイバー攻撃の傾向を予測し、被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案、中長期的に発生し得る事象の発信等を図るため、情報収集チャンネルを拡大し、情報の量及び質を高める。
  - a. 被害組織、攻撃ツール、攻撃者情報などの脅威情報を用いてわが国における脅威情報や被害傾向の分析能力の向上を図るとともに、有識者との連携チャンネルの拡大に努め、助言品質の向上、機構から発信する注意喚起情報等に活用する。
- ③ 国民からの相談・問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営するとともに、急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、コンピュータウイルス等のマルウェアや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、傾向や対策等の情報提供を行う。
  - a. 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表する。
  - b. 「情報セキュリティ安心相談窓口」を引き続き運営するとともに、さらに広く国民一般に対するサービス及びサポートする体制を強化する。
  - c. 外部組織との連携の活性化や情報収集チャンネル拡大等により、相談対応品質および問題解決能力の向

上、相談対応機会の拡大を図る。

- d. 相談対応や各所との情報共有で得られた脅威情報や被害状況の収集および分析に努め、手口の検証を実施し、対策ノウハウの蓄積に努めるとともに、国民への情報提供を行う。

### (1-2)システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- ① 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に必要とする者に提供する手法を検討する。
  - a. 経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行いつつ、四半期毎に届出の受付状況を公開する。
  - b. 脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、製品開発者(ソフトウェア製品及び組み込み機器)にJPCERT/CCとの連携を図りつつ提供する。
  - c. 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性対策の問題点とその解決策を検討するとともに、届出制度の改善策を検討する。
  - d. 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に基づき、特定の組織に対して脆弱性関連情報を優先的に提供する。
- ② 統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備することにより、開発者、運用者及びエンドユーザーに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
  - a. 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「My JVN」の運用を引き続き行う。
  - b. 情報システムの脆弱性対策を普及・啓発するためにセミナー等を開催すると共に、地域で開催されるセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
  - c. 脆弱性対策を促進するための各種ツールを提供する。
- ③ 組み込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
  - a. 組み込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドラインを提供する。
  - b. 組み込み機器等に対する脆弱性対策に関する普及啓発を行う。
- ④ 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する。
  - a. 「(1-1)サイバーセキュリティ上の脅威への対応」で得られた情報に加え、サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表する。

### (1-3)社会的に重要な情報システム等に関する対策支援

- ① 重要インフラ分野等(データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。)の社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。
  - a. 生産性向上特別措置法に基づくデータ共有事業の安全確認審査におけるセキュリティ対策状況等の確認を要請に応じて行う。
  - b. 経済産業省からの依頼により、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合する情報セキュリティサービスの提供状況について調査を行い、その結果を「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」として公開する。
  - c. サイバーセキュリティ基本法及び生産性向上特別措置法に基づく原因究明調査を要請に応じて実施する。

- d. 経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」に関連した策定・普及活動に協力し、必要に応じて改訂等に向けた検討を行う。
  - e. 令和3年9月に発足予定のデジタル庁からの求めに応じて、サイバーセキュリティ分野の施策への対応に向けた、可能な実施方法等の検討を行う。
- ② 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムについて、関係府省等の求めに応じて、リスク分析の実施支援を行うとともに、分析手法の浸透を図る。
- a. 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、ヒアリング等で得た現場の実態を踏まえつつ「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の実践研修開催等による普及活動を実施する。
  - b. 重要インフラシステムのリスク分析等を通じて抽出したノウハウを文書化し、当該各業界で共有可能な個別業界向けリスク分析ガイドを作成する。
  - c. 経済産業省や重要インフラ産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラシステムのリスク分析を行う。

## **(2)我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化**

- ① 人材育成事業
- a. 社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、OTやITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するプログラムを提供する。
  - b. 情報システムから制御システムまでを想定した模擬システム等を使用し、専門家と共に安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習を行う。
  - c. 国内外の制御システム及び情報システムのセキュリティに関する最新の技術・ノウハウを学び、他の業界のセキュリティ責任者や専門家、海外のセキュリティ専門家及び企業・機関と連携し、海外の有益な知見を得る。
  - d. 第4期中核人材育成プログラムの受講者に対し、平成30年度に立ち上げた中核人材育成プログラムの修了者コミュニティへの参画を促しつつ、同コミュニティの活動が円滑に推進するよう継続して支援する。
  - e. 各種セミナーや責任者に対する人材育成プログラムの開催等を通じて、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等を活用した組織的な対策強化を促す。
  - f. 産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの講義の一部をIPA職員等が担当する取組を継続する。
  - g. 企業や産業におけるサイバーセキュリティ対策が着実に行われていくように、経営層に対して、各種セミナー等を通じて、セキュリティ対策の必要性を啓発するとともに、上述の事業内容について情報発信を行う。
  - h. 中核人材育成プログラムの募集活動に関しこれまでの応募傾向や業界動向を踏まえ、前年度に策定した同プログラムの普及策及び受講者獲得方策を改定し実行する。また、各種セミナーや責任者に対する人材育成プログラムに関しては、これまでのアンケート結果よりターゲット層を明確化し受講者獲得の方策を策定し実行する。
  - i. 府省庁等からの政策上の要請を受けて、新たな人材育成プログラムの開発及び実施を検討する。
- ② 実際の制御システムの安全性・信頼性検証事業
- a. 機構内関係部署間で連携し、我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価を行う。

b. 重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明調査について課題調査に着手する。

③ サイバー攻撃情報の調査・分析事業

a. 情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。

### **(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析**

① 経営層等に対して情報セキュリティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させるため、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う。

a. ガイドラインの更なる普及に向けたプラクティスの改訂・拡充に資する調査検討を行う。

b. サプライチェーンリスク管理に関して、クラウド利用や契約に関する実態調査を行う。またニューノーマルに対応する契約見直しのためのチェックリストのための調査検討を行う。

② ICT利用企業や国民一般に向けて積極的な情報セキュリティ対策の浸透を促すため、社会的要請等に応じ、情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する状況調査・分析及び必要な情報提供を行う。

a. インターネット利用者を対象に、情報セキュリティ脅威及び倫理に対する意識調査を実施する。

b. データ利活用における重要情報の保護・管理方法に関する調査・検討を行う。

c. サイバーセキュリティに対する意識の醸成とセキュリティビジネスの活性化に向けて、「コラボレーション・プラットフォーム」を開催し、最新動向や政策等の情報発信とユーザー、ベンダー、関係機関・組織等との交流等を促進する。

d. 「情報セキュリティ白書2021」を作成する。

③ 潜在的な情報セキュリティ上の脅威や攻撃の傾向を技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から多面的に分析し、中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する。

a. 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン可視化ツール」の改訂・拡充に向けた試行評価・調査検討を行う。また、本ツールの普及・啓発活動を行う。

b. IoT、AI等の急速に普及している新しいIT基盤に関し、それらの潜在的な脆弱性、信頼の欠如等のリスクがどのように発現・拡大しうるか等の脅威予測に向けた調査・検討を行う。

c. セキュリティ対策に係る製品・サービスの効果、性能等を評価しその結果の公表を行う仕組みを試作し、その有効性の検証に関して調査検討を行う。

### **(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供**

① 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。

a. サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバック及び調査結果等をもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、コロナ禍によるオンライン方式等を適宜活用して、各種イベントへの参加、講師の派遣等を行い、更なる普及啓発に取り組む。

b. 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、標語、ポスター等の作品制作、学校全体としての取り組み事

例に関するコンクールの実施等により児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発、情報モラル向上の啓発に取り組む。

- c. 全国の民間団体や関係機関との連携を図りつつ、スマートフォン・SNS・インターネット利用者を対象に、情報セキュリティ対策等の普及啓発を、対面式、又はコロナ禍によるオンライン開催にも適宜対応して行う。
- ② 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度との連携を図りつつ、ガイドライン、自己宣言制度等の更なる普及を行う。
- a. 「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」について、必要に応じて現状の実態やニーズにより即した形での改訂の検討を行うとともに、中小企業支援機関等向けの講師派遣、ガイドラインの実践に関する指導ができる者の拡大等を行う。
  - b. 「SECURITY ACTION 制度」の更なる周知を図り、参加企業数の拡大に取り組む。また、中小企業におけるセキュリティ対策の更なる普及について検討する。
  - c. 中小企業が自発的に対策を行う気運をより一層高めるため、中小企業のセキュリティ対策に有益な診断／教育ツール等の提供、及びこれらの普及を自主的に行う「セキュリティプレゼンター」と中小企業をマッチングする場の提供を行う。
  - d. 中小企業向けセキュリティ対策支援に関し、情報処理安全確保支援士等の専門家の中小企業向け派遣等の枠組みを含む、中小企業におけるセキュリティ対策強化に向けた取組の検討を行う。
  - e. 経済団体、業種別業界団体等民間団体との連携の下、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)を運営することを通じて、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けた取組を推進するとともに、中小企業向けセキュリティ対策支援サービス「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及に向けた制度の運用を行うなど、中小企業向けセキュリティ対策支援の更なる拡充を図る。
- ③ 教育関係者や警察など、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させ、機構が提供する情報が必要とされる現場に届き、有効に活用されるように情報提供チャネルの拡大を図る。
- ④ 国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議への参加等を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の収集等に取り組むとともに、得られた情報について、機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。

## **(5)IT製品等のセキュリティ評価、認証等の着実な実施**

- ① 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。
  - a. 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」に係る作業を着実に実施する。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決を図る。
  - b. 評価品質の均質化及び評価作業の効率化のため、製品評価におけるテスト手法や脆弱性評価について、国内外の関連団体・組織等からの情報収集、ハードウェア脆弱性評価ツール等を通じて制度関係者との情報共有及び国内の技術力維持・向上を図る。
  - c. 制度の利用促進のため、政府機関によるIT関連調達動向を見据え、新たな製品分野に対するセキュリティ評価に関する試行・情報収集及び情報提供を行う。
  - d. 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の維持に関連し、相互承認アレンジメント(C CRA)の運営に



参画するとともに、国際的に共同で策定中のセキュリティ要件(cPP)や海外の公的機関に対する技術支援についても要請に応じて参画する。

- e. 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」における新たな評価項目検討の一環として、ハードウェアへの新たな攻撃手法に対する評価手法を確立するために、認証試験に活用可能な攻撃手法の調査及び有効性の検証を行う。
- ② 政府調達におけるIT機器等のセキュリティ確保等に資するため、IT機器等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品、その他調達要件等の情報提供を行う。
  - a. 「IT製品の調達における要件リスト」の改訂案を検討するとともに、当該リストに掲載する国際標準に基づくセキュリティ要件については翻訳等を行った上で、情報提供を行う。
- ③ クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、制度を円滑に運用するためのポータルサイトを構築する。更に、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の調査を行い、制度所管省庁に対して効果的な改善の提案を行う。

## **(6)暗号技術の調査・評価**

- ① CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号アルゴリズムの危殆化監視活動等の情報提供を行う。
  - a. CRYPTREC暗号リストの信頼性維持のため、国際会議等への参加を通じて暗号アルゴリズムの安全性／危殆化を監視する。また、CRYPTREC暗号リスト改定作業を開始する。
- ② 情報システムのセキュリティ確保の根幹である暗号技術の適切な利用／運用を促進するため、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、ガイドライン等により、情報提供を行う。
  - a. 暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、暗号技術の適切な利用／運用に関して必要性の高いガイドラインの整備を行う。
- ③ 「暗号モジュール試験及び認証制度」を着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供等を実施する。
  - a. 「暗号モジュール試験及び認証制度」に係る作業を着実に実施する。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決を図る。
  - b. 認証機関としての環境維持のため、業務管理システム及び暗号アルゴリズム実装試験ツール維持管理を行う。

## **(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等**

- ① NISCの監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する。
- ② サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティ監査を実施する。

### **【令和3年度の評価指標】**

中期計画に掲げる指標について、令和3年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

- ① 重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化【基幹目標】

令和3年度において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を100社以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

② 中小企業におけるセキュリティ意識の向上【基幹目標】

「SECURITY ACTION制度」に参加する中小企業数について、関連団体等との協力関係を強化する等により該当地域における本制度の普及拡大に努め、3大都市圏を除く36道県にて令和3年度終了時点において累計で70,000社以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

(参考値:一つ星から二つ星へのステップアップ数)

③ 情報セキュリティ対策の企業への普及促進

令和3年度において、機構が整備、提供する対象者別(一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け)のガイドライン等の累計普及数を50,000件以上とするとともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度について、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上確保する。

④ 国民に対するサポート体制構築

令和3年度において、機構が運営する「情報セキュリティ安心相談窓口」との連携組織を1組織以上拡大する。

⑤ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供

令和3年度に実施する人材育成プログラムにおいて、既存プログラムの運営から得られた知見及び産業サイバーセキュリティの現状を踏まえ、各プログラムの改修等により受講者数の拡大を図り、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの受講者数100名以上を確保する。

⑥ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進【基幹目標】

産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの修了者により、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の具体的な取組が150件実施されることを目標とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

## 2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化

### (1) 優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供

#### (1-1) 突出したIT人材の発掘・育成と社会価値創出の促進

- ① ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。
- ② 革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏アドバンス事業」を実施する。
- ③ 次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏ターゲット事業」を実施する。また、経済産業省と連携して、当該事業に係る次期実施分野についての検討を継続するとともに、令和4年度以降の事業につながるイベントなどを開催する。

#### (1-2) 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成

- ① 学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・キャンプ地方大会を開催する。
- ② セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ及びセキュリティ・キャンプ地方大会において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会の開催・修了生の組織化への取組等(セキュリティ・キャンプフォーラムの実施を含む)を通じて、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。

#### (1-3) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進

- ① 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の実施機関として、情報処理安全確保支援士試験の実施(年2回)及び問題作成、登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習(特定講習)に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。
- ② 登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、一般社団法人情報処理安全確保支援士会等の関連団体との協働によるセミナー開催やポータルサイトでの相互情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては一斉メール配信、ポータルサイト等によるニーズに合った情報発信を行う。

#### (1-4) 優れたIT人材の人的ネットワーク活性化促進

- ① 外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業の成果等をウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。

## **(2) 社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大**

### **(2-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等**

- ① 令和3年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びCBT方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験(上期、下期)について、柔軟かつ着実に実施する。その際、サイバーセキュリティ人材、AI人材を始めとするIT人材の高度化と裾野の拡大、技術の複雑化、利用者ニーズの多様化などITを取り巻く環境変化を踏まえて、試験問題を作成する。また、iパスについては、政府の「統合イノベーション戦略2020」(令和2年7月17日閣議決定)の記載に対応するため、令和3年度4月から「AI関連出題の強化」に対応した出題の着実な実施と、令和4年度4月からの「情報I」に対応した出題に向けた出題範囲・シラバス・出題内容の見直しを行う。
- ② 産業界・教育界等に対して積極的な広報活動を展開し、情報セキュリティマネジメント試験及びiパスを始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進する。また、試験応募者アンケート、試験活用企業等ヒアリング等を行い、試験の普及に活用する。情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図る。また、新型コロナウイルス感染症対策を前提とした「新たな日常」を踏まえた新方式への移行を目指し、試験の実施方法等について調査を行うとともに、経済産業省と連携し、試験の在り方を検討する。
- ③ 令和3年度における評価指標である「企業における情報処理技術者試験の活用割合」(後掲)の達成状況を確認するため、調査を実施する。

### **(2-2) 情報処理技術者試験のアジア展開**

- ① 情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験については、IT人材の拡充策の重要性が増す一方、新型コロナウイルス感染症の影響は国によって異なるため、それぞれの状況を勘案して実施する。特にアジア共通統一試験については、各国の状況に応じて問題作成やプロモーション等の支援を行う他、外部資金を活用し、試験に向けた各国の指導者を育成する研修の調整等を行う。また、新規国の要望等に対しては、相手国との関係に留意しながら、適宜必要な対応をとる。

### **(2-3) インターネット試験化に向けた実証**

- ① 情報処理技術者試験等のインターネット試験化に向けた検討に着手する。

## **【令和3年度の評価指標】**

中期計画に掲げる指標について、令和3年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

### **① 未踏事業修了生の成果【基幹目標】**

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数

で総合的に捉え、合わせて10件以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

② セキュリティ・キャンプ修了生の活動【基幹目標】

セキュリティ・キャンプ修了生による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を合わせて45名以上を達成する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③ 情報処理安全確保支援士の活動

情報処理安全確保支援士(RISS)が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、情報処理安全確保支援士(RISS)に対するアンケートを実施し、70%を達成する。

④ 情報処理技術者試験制度の活用

IT人材の裾野拡大を図るため、ITを提供する側だけでなく、ITを利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、令和3年度においては55%以上を目指す。

### 3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

#### (1)ICT の新たな技術等に関する調査分析及び発信

##### (1-1)ICT に関する技術動向や IT 人材に関する動向等の調査・分析及び社会実装の促進等につながる情報発信の強化

- ① デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速やそのためのデジタル技術の社会実装の推進に資する情報提供を目的として、国内外のビジネス環境、DXを支える基盤技術やデータ利活用に関する技術、これらを取り巻く人材・組織や政策に関する動向や課題等についての調査・分析を実施する。調査分析結果については、以下②の白書の基礎情報として活用する他、ユーザー企業に対する示唆等を盛り込んだレポート等のコンテンツに取りまとめた上で、タイムリーに発信する。
- ② 企業のDX促進に資する情報提供を目的として、「デジタル戦略」、「デジタル技術」、「デジタル人材」の3つの観点から、国内外比較分析を含む最新動向やベストプラクティス等を含め、DXに対する経営層の正しい理解や具体的な行動に移すための示唆となる情報を取りまとめた白書を発刊する。また、主たる読者層として想定するユーザー企業の経営企画・マネジメント層への普及・浸透を図るためのプロモーション計画を検討し、外部団体との連携も含め、幅広く普及活動を行う。さらに、本白書を年報として位置付け、継続的な情報提供を行うため、次年度発刊に向けたテーマや対象領域の検討を開始する。
- ③ 「情報セキュリティ白書2021」を作成する。

##### (1-2)ICT の安全性・信頼性等の脅威となる情報収集・調査・分析(再掲)

- ① 潜在的な情報セキュリティ上の脅威や攻撃の傾向を技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から多面的に分析し、中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する。
  - a. 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン可視化ツール」の改訂・拡充に向けた試行評価・調査検討を行う。また、本ツールの普及・啓発活動を行う。
  - b. IoT、AI等の急速に普及している新しいIT基盤に関し、それらの潜在的な脆弱性、信頼の欠如等のリスクがどのように発現・拡大しうるか等の脅威予測に向けた調査・検討を行う。

##### (1-3)組込み/IoT 産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等の調査・分析

- ① 経済産業省と連携して、組込み/IoT関連産業におけるDXへの取組状況や課題、技術・人材動向、及びステークホルダー間の関係性等を把握するための調査・分析を実施し、当該産業のDX推進に資する報告書を取りまとめる。

##### (1-4)IoT や ICT による地域課題の解決や新事業創出に関する取組支援及び地域における IoT や ICT の技術等の社会実装の推進

- ① 経済産業省と連携して、地域におけるIoT/ICTプロジェクト創出のための取組を支援するべく次の取組を実施する。
  - a. 地域における更なる取組の拡大に向け、「地方版IoT推進ラボ」として前年度までに選定した102地域に加え、新たな地域を選定するとともに、選定したラボに対して、新事業創出に向けたメンターを派遣するなど、各地域のニーズに応じて人的支援、広報の支援、活動に資する情報の提供・共有支援を実施する。
  - b. 地方版IoT推進ラボの更なる発展に向け、経済産業省とともに地域の有力推進者による検討会議等を開

催し、他の施策との連携や地方版 IoT 推進ラボの今後の方向性等について検討を行うとともに、当該検討結果を踏まえ、各ラボの特徴を考慮した各種施策の展開に向けた取組を実施する。

- ② デジタル化による地域課題の解決や地域経済活性化に取り組んでいる「地方版IoT推進ラボ」、地域団体、地方公共団体等とのネットワークを強化し、機構の推進施策の展開を行う。

## **(2)ICT の新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信**

### **(2-1)ICT に関する新しい技術の社会実装に必要な指針・ガイドラインの整備・見直し及び普及**

- ① DXに期待されるユーザー企業とベンダー企業の共創の推進に向け、アジャイル開発等を外部委託する際の契約について公表した「情報システム・モデル取引・契約書」等のツール類の普及を行うとともに、DXの進展状況等により、必要に応じて見直しを図る。
- ② 企業競争力の向上、及び業界全体の効果的なIT投資の促進のため、以下の取組を引き続き実施する。
  - a. 各企業の DX の取組状況を自己診断することを可能にする「DX 推進指標」の運用および分析方法(その他の情報を組み合わせ客観的な DX の推進度を推定する方法を含む)の検討を行うとともに、自己診断結果を受けて企業の IT システムのデジタル適用度を精緻に分析するための「プラットフォームデジタル化指標」の利用促進と適用結果を踏まえた見直しを行う。

さらに、DX 推進に関連する国内外の最新事例やシステム開発技術・方法論等の動向調査を引き続き行い、調査結果を反映させて IT システムを構築する際に参考となる情報を集約したに手引書を拡充する。
  - b. 経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度(DX 認定制度)について、経済産業省と連携して、申請受付や問合せ対応、審査業務を実施し、着実に制度を運用するとともに、認定を受けた事業者に対するフィードバックの実施や、認定事業者情報の対外発信を行う。また、「DX 銘柄」の選定についても、経済産業省と連携して、審査補助業務を実施する。さらに、企業及び関係者がこれらの制度を有効活用して企業の DX をさらに進められるように、必要な調査・検討を引き続き行うとともに、DX 推進に関する幅広い情報を積極的に発信する。
  - c. 経済産業省と連携して選定した分野における、業界の非競争領域での共通的なプラットフォームの構築・運用体制確立について、それらのプロセスに関する分析的検討を踏まえ、各領域における過程段階に応じたステークホルダー間の合意の形成や更新など所要の調整等を引き続き行う。
- ③ 各種ステークホルダーや専門家間の共通認識・共通理解を図り、データ連携等を通じた新たな付加価値創造を促進するため、令和2年度に発足した「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)」において、以下の取組を実施する。
  - a. 令和 2 年度に政府から依頼があった、自律移動ロボット、システム全体の安全確保、政府システム、ヒトモノ情報流の最適化の 4 つの領域及び令和 2 年度インキュベーションラボ事業の検討結果を踏まえ実施が必要と判断された領域・テーマについて、アーキテクチャ設計に向けた検討を行う。設計完了までには複数年を要することが見込まれることから、ステークホルダーや専門家等の意見を広く集め、中立、活発、高質な議論を進めるため、検討過程の論点やアウトプットのイメージ等について、適切なタイミングで発信する。加えて、令和3年9月に発足予定のデジタル庁を含む各省各庁及び事業者からの次期依頼への対応として、関係者と連携し自主的な検討を深めるとともに、新たなテーマの発掘のため、インキュベーションラボ事業を通じて産官学からの提案を広く募り、採択された案件についての実現可能性調査を行

う。

- b. Society 5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計を成功させるために必要となるアーキテクトを育成していくため、人材像の特定、必要とされる領域や規模感の特定、その育成のために必要となる環境や教育プログラムの開発、及び DADC が担う役割等に関する検討を引き続き実施し、情報発信を行う。また、産学官の関係者からアーキテクトの必要性への理解を得つつ、人材の開発や育成への協力を確保する。
- c. DADC で設計したアーキテクチャが確実に利用されること、及び DADC を活用して事業展開や人材育成を図りたいと考える主体を増やすことを目的とし、DADC の全体活動方針や主要成果物等のコンテンツを国内外に積極的に発信し関心層との対話を継続的に行うため、各種媒体を用いた普及活動や、関係者が集えるコミュニティの形成、その他さまざまなイベントの開催等を実施する。
- d. DADC の議論が国内に閉じたものにならないよう、海外の関連する議論を適切に把握・分析し DADC の活動方針に反映させていくべく、関係機関(米 NIST、独 Industrie4.0、印 iSPIRT 等)におけるアーキテクチャ設計の取組みを継続的に調査し分析するとともに、得られた結果を適宜発信することで国内関係者の知見向上にも寄与する。

## (2-2)IoT システムや組込みソフトウェア等の高度化、生産性・信頼性向上に向けた指針・ガイドライン等の整備及び普及

- ① 前年度に実施した組込み/IoT産業の動向把握や中小製造業の製造分野におけるDX度チェック試行評価結果を踏まえ、中小規模製造業の製造分野向けDX推進のために取り組むべき事項や導入技術と導入方法、取組み事例等について検討し、ガイド等に取りまとめて公開するとともに、その普及を行う。

## (2-3)製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用及び普及

- ① 製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用等について、外部からの要請等に応じ、講師派遣等の協力や情報提供を行う。

## (2-4)重要性の高い基準・指針等の国際標準化への取組

- ① 我が国産業界の競争力を強化するとともに、国際的なIoTのセキュリティレベルの向上を目指すため、日本主導で進めている遵守すべきセキュリティの基本的な枠組みの国際標準化を引き続き推進し、「IoTのセキュリティとプライバシーのガイドライン」及び「ISO/IEC/IEEE 15288システムエンジニアリングプロセスへのトラストワージネス活動の統合」の国際規格案の作成について、(一社)情報処理学会情報規格調査会に協力する。

## (2-5)IT スキル標準の継続改善

- ① 産業動向や技術動向等を踏まえ、ITSS及び“学び直し”の指針であるITSS+について、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、見直しの必要性を継続的に検討し、適宜その対応及び周知・普及活動を行う。
- ② IT産業等におけるプレーヤー構造の変化や、一般の事業会社を含めた組織・人材マネジメントの変化、課題等を踏まえ、スキル変革の促進要因、阻害要因等を分析し、変化に即した人材の育成・確保及び適切な人材の配置・評価の加速に向けた対応策の検討を行う。
- ③ ITスキル標準の検討を通じた専門的知見を活用し、経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称:「Reスキル講座」)、「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」等の各種制度や、その実行基盤となるプラットフォーム等の各種施策に関し、経済産業省と連携し、当該施策の企画・検討や運営支援を



行う。

## (2-6) 官民データの利活用促進のための技術標準等の整備及び普及

- ① 組織間データ連携(データ利活用)における相互運用性確保のため、データ共通理解を目的とした意味づけを持つ用語(語彙)の必要性及び利用方法を調査し、関係者間でデータを共通理解するための方法論やデータの整備方法等をガイドとしてまとめる。また、Webサイト上で公開しているコア語彙、データ相互運用性向上のためのガイド等の情報連携に有益なコンテンツの維持・管理を行うとともに、今後のコンテンツの公開の在り方を検討する。

## (3) 海外機関との連携の促進

- ① 米国商務省国立標準技術研究所(NIST)をはじめ、機構が行う業務に関する海外関連機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等に取り組む。

### 【令和3年度の評価指標】

中期計画に掲げる指標について、令和3年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

#### ① ICTに関する技術動向等の調査・分析・情報発信

機構が取りまとめたICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書について、普及件数の年間総数につき、第三期中期目標期間中における年間平均値以上を達成する。(参考値:第三期中期目標期間(平成28年度まで)の普及件数の年間平均159,661件)

#### ② ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進【基幹目標】

機構が整備したICTに関する指針やガイドラインについて、普及件数の年間総数につき、第三期中期目標期間における年間平均値以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度(見込)を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上確保する。(参考値:第三期中期目標期間(平成28年度まで)の普及件数の年間平均435,663件)

[重要度高・優先度高・難易度高]

#### ③ ITスキル標準の浸透

IoT、ビッグデータ、人工知能等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、毎年度、平成25年度～平成28年度の年度当たり平均アクセス数(※)以上を達成する。(※基準値:平成25年度～平成28年度の年度当たり平均アクセス数29,269件)

#### ④ 企業におけるデジタル経営改革の推進

デジタル経営改革に向け、DX推進指標による自己診断実施組織数について、令和3年度中に120組織以上増加させる。

#### ⑤ アーキテクチャ設計に関する機能の強化

アーキテクチャ設計に取り組むプロジェクトの内、二つのPJ(2件)において、取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固め、公表する。(2点:1点×2件)

## II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

#### (1) PDCAサイクルに基づく業務運営の不断の見直し及び機動的・効率的な業務の運営

- ① 機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。  
業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始も検討する。また、当該見直しを踏まえ、リソース配分を弾力的に行うことにより、必要な組織体制の柔軟かつ機動的な構築に努める。
- ② 事業の実施に際しては、常にアウトカムを意識した業務遂行を推進する。上期終了時点において、令和3年度計画において掲げた事業の進捗状況の把握を行うとともに、前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等への対応状況についてフォローアップを行う。また、それを踏まえて下期において実施すべき取組を取りまとめ、PDCAサイクルに基づく業務運営の見直しの実効性を確保する。  
予算の計画的かつ効率的執行に向けて、適正な予算執行管理を行う。

#### (2) 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- ① 機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。  
また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行うセンター間調整会議等を活用し、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。  
これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。
- ② 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催する。各界の外部意見の把握や、トップマネジメント相互の経験の共有に努めるとともに、得られた情報を機構内に共有することを通じて、より実効性のある業務運営方針の立案につなげる。併せて、各界のさらなる情勢把握に向けて、情報交換を行う団体と連携の充実を図る。
- ③ 業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、組織内への知識の習得や蓄積を図ることを通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- ④ 業務内容や専門性に応じて効果的なアウトソーシングを実施するとともに、中核業務へのリソース集中を通じて組織の資源配分効率の向上に努める。また、可能な限り競争的な方法により事業者等を選定する。

### 2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比3%以上、業務経費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比1%以上の効率化を行う。

### 3. 人件費管理の適正化

役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を踏まえ、検証したうえで適切な見直しを実施するこ

とにより適正化に取り組むとともに、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を公表する。

#### **4. 調達合理化**

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」を踏まえ、引き続き、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募をいう。)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予定額の考え方等について聞き取り・助言を行う。

結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

入札者の利便性向上及び新型コロナウイルスの感染リスク等の削減を図るため、電子入札システムを導入し、調達事務の効率化に寄与できるよう、他システムとのデータ連携を念頭に置くとともに、その他デジタルツールや職員の知見を活用することで、機構内DXを推進する。

- (2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。

#### **5. 業務の電子化等による業務運営の効率化**

- (1) 役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。

- (2) システムが安全に稼働できるための環境整備を目的としたシステム構築やサービス等の検討・導入を進める。

- (3) 機構における更なる働き方改革の一環として、フレックスタイム勤務や在宅勤務手当等の導入など、柔軟な働き方に向けた検討を進める。また、ニューノーマルな働き方を踏まえた執務環境の見直しを行う。さらに、法人文書管理システムの機能拡張を行い、内部申請書類等の申請の電子化を推進するとともに、法人文書管理の徹底を図る。

- (4) 検収に係る内部手続について、検収行為と事業報告プロセスとして確立し、今回明確化する事業報告プロセスについては、適切に業務プロセスとしての運用を図る。

- (5) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、新設したデジタル戦略推進部を中心に、内部の業務改革推進の観点、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点からデジタル技術を活用した施策を実施する。

- ① RPAやチャットボット等の導入を通じて、機構の業務改革及び業務効率化を推進する。
- ② 機構内外のデータの利活用ニーズを把握し、データ利活用を可能とする基盤の実現計画を策定する。
- ③ 国民へのサービス向上を目的としたDXプロジェクトの創出を推進する。
- ④ バックオフィス業務を中心とした事業運営基盤の改革を推進する。

- (6) DX推進指標を参照した事業運営基盤の改革を実施する。

- (7) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、DX推進指標に基づくITガバナンスの構築、IT基盤の導入及び運用、関連規程の改訂を実施する。

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 運営費交付金の適正化

- (1) 事務事業について、不断の見直しを行いつつ、必要性等に応じた財源の最適配分(人員、予算等)を行うとともに、計画的かつ効率的執行に向けて、配分予算の執行状況を定期的に把握・計画調整等を行い、役員会に報告する等、引き続き適正な執行管理に努めることにより、予期せぬ運営費交付金に係る不用額の発生を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」等に基づき、引き続き、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に把握し、適正な予算執行管理を行う。
- (3) 機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

#### 2. 自己収入の拡大

機構が行う業務のうち、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、自己収入の増加に努める。

#### 3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、応募者の増加に資する取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図るものとする。

#### 4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、令和3年度の経常収益合計で2千万円以上確保する。
- そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。
- ① 経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合
  - ② 主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

#### 5. 債務保証管理業務

保証債務の残余管理については、保証先の決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

#### IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

##### 1. 予算(別紙参照)

- 総表(別紙1-1)
- 事業化勘定(別紙1-2)
- 試験勘定(別紙1-3)
- 一般勘定(別紙1-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

##### 2. 収支計画(別紙参照)

- 総表(別紙2-1)
- 事業化勘定(別紙2-2)
- 試験勘定(別紙2-3)
- 一般勘定(別紙2-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

##### 3. 資金計画(別紙参照)

- 総表(別紙3-1)
- 事業化勘定(別紙3-2)
- 試験勘定(別紙3-3)
- 一般勘定(別紙3-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

#### V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により資金不足が生じた場合、短期借入金の限度額(20億円)の範囲内で借入を行う。

#### VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

#### VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

地域SCIに係る清算分配金を受領した場合には、速やかに処分手続きに着手する。

## VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

## IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設及び設備に関する計画

なし

### 2. 人事に関する計画

#### (1) 事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備等

- ① 事業拡大への対応、安定的な事業実施等を目的として、人材の確保・育成に係る方針の策定及び組織の人員構成等の在り方の見直しを進める。具体的には、令和2年度に着手した職務記述書の情報をもとに、中長期的な人事計画を策定(採用計画や異動計画に反映)し、人員体制の増強を図る。また、職員が持つ能力を最大限活かすための、戦略的な人材配置や育成等を行う人事マネジメントを目指し、上期中に職員のスキルや資格情報等を集約するシステム(仕組み)の導入・構築に着手し、年度内にそのシステム(仕組み)を中長期的な人事計画策定に活用していく。
- ② 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の開催頻度を高めること等により、新卒採用者の確保に向けた採用活動の強化を図る。
- ③ 新卒採用者に対して、トレーナー及びメンター制度を充実させることにより、職員の自立化及び職場環境への早期定着化を図る。
- ④ 情報セキュリティ対策の実現、IT社会の動向調査・分析・基盤構築、IT人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性等を有する人材の採用を図る。
- ⑤ 中途採用・企業出向者については、業務のミスマッチ防止の観点から、職務記述書を踏まえつつ、属性(プロパー・嘱託・出向)を考慮した採用を行う。
- ⑥ 業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、組織内への知識の習得や蓄積を図ることを通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- ⑦ 情報セキュリティ等専門性を有する職員について、その適性や業務内容を踏まえ、ゼネラリスト／エキスパートといった職制を念頭に置きつつ、職員のモチベーション及び組織のパフォーマンス向上を図るための取り組みを行う。
- ⑧ 労働時間管理の徹底等による長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた取組を推進する。

#### (2) 職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修や、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修を

施する。

- (3) 組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底を行うとともに、能力評価の評価結果を昇給・昇格に反映させる。加えて、多角的な評価の実施等により、人事評価の信頼性を高める取組を行う。

### **3. 中期目標期間を超える債務負担**

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

### **4. 積立金の処分に関する事項**

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第51条に規定する業務の財源に充てる。

### **5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項**

#### **(1) 内部統制の充実・強化**

- ① 令和2年度実施のリスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなど、令和3年度以降の継続的活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、顕在化したリスク発生事象をポータルサイトやリスク管理委員会等において適宜共有することで職員の意識を高め、リスク軽減に向けた取組を行うとともに、効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、PDCAサイクルの定着を目指す。
- ② 事業継続計画(BCP)における対策の一環として、新型コロナウイルス対策について、遅滞なく情報を収集し、適宜周知活動や対応措置を講じ、機構内でのクラスター発生防止を図るとともに、新型コロナウイルス対策や在宅勤務者も想定したBCPのマニュアル等の見直しを継続的に行う。
- ③ 内部統制活動の一環として、引き続き内部(外部)通報やハラスメント等に係る環境整備を図るとともに、新規職員への周知徹底と定期的な職員の意識向上に向けた取組を行うなど、内部統制に関して更なる適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- ④ 機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和3年度「監事監査計画」に基づき内部統制システム(リスク管理)に関する監査等を実施する。また、内部監査については、令和3年度「内部監査計画」に基づき、法人文書管理に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。なお、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行う。

監事監査及び内部監査の有効性を高めるため、認識されている課題についてフォローアップを行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。

#### **(2) 機構における情報セキュリティの確保**

- ① 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。
- ② 独法等における情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務について適切に実施するとともに、得られた知見については、必要に応じ、機構自身のセキュリティ確保に活用する。
- ③ 「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、情

報セキュリティの維持・向上に努める。

- ④ 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。

### **(3)戦略的広報の推進**

- ① デジタルディスラプションの潮流、デジタル庁の創設、コロナ禍によるオンライン会議やオンラインイベント等のデジタル技術活用の拡大の機運を背景に、DX・アーキテクチャ事業およびそれを推進する組織としての認知について、産業界の新たな層や地域・中小企業に広く注力的に訴求する。推進にあたり効率的なPDCAを回すため、情報発信の各チャネルの効果測定手法の変革やマーケティングオートメーション適用検討、内部広報による職員の風土改革等の内外広報DXも推進する。
- ② 機構ウェブサイトおよびコンテンツ・マネジメントシステム(CMS)について、利用者のアクセスしやすさと管理しやすさの両面に関する実態調査に基づき、令和4年度上期刷新に向けたサイト構築・データ移行を実施する。また広報DXの一環としてIPA-DXの表現の場としてのウェブサイトおよび次期広報システムの検討を実施する。
- ③ 効果的な報道発表を行うため、DX等新たな事業を軸に記者とのリレーションを高め、事業成果の認知度向上に努める。
- ④ 機構の事業活動への理解を広めることを目的として、広報誌「IPA NEWS」を定期的に発行するほか、広報冊子の制作・配布、新事業を軸とした事業案内の刷新を行う。
- ⑤ 機構が公開するセキュリティ対策情報及び実施するイベント・セミナー情報、公募・入札情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行う。また、有識者へ広報実績レポートの発行を行う。
- ⑥ 動画共有サイト、SNS等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。機構のチャンネル以外も含む口コミ情報なども収集し、市場全体からの評価を収集する。
- ⑦ これらの情報発信活動について、リーチする客層やアクセスの解析を踏まえて戦略的に実施することにより、令和3年度に新たに12,000名の登録者を追加する。



別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	8,650
国庫補助金	734
受託収入	445
業務収入	5,821
その他収入	10
計	15,659
支 出	
業務経費	15,420
受託経費	445
一般管理費	1,738
計	17,602

[人件費の見積り]

令和3年度には3,646百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 別紙1-2

## 予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	-
計	-

## 予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	4,054
その他収入	3
計	4,056
支 出	
業務経費	4,784
一般管理費	210
計	4,994

## [人件費の見積り]

令和3年度には471百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 別紙1-4

## 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
収 入			
運営費交付金	4,237	813	2,173
国庫補助金	344	—	390
受託収入	410	—	35
業務収入	1,763	—	4
その他収入	—	—	—
計	6,753	813	2,601
支 出			
業務経費	6,800	813	3,018
受託経費	410	—	35
一般管理費	—	—	—
計	7,210	813	3,053
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	1,428	8,650
国庫補助金	—	—	734
受託収入	—	—	445
業務収入	1	—	1,767
その他収入	3	—	3
計	4	1,428	11,599
支 出			
業務経費	4	—	10,636
受託経費	—	—	445
一般管理費	—	1,528	1,528
計	4	1,528	12,608

## [人件費の見積り]

令和3年度には3,175百万円(情報セキュリティ1,548百万円、IT人材育成225百万円、社会基盤856百万円、法人共通546百万円)を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入 その他収入 計	  4 4
支 出 計	 - -

## 別紙2 収支計画

別紙2-1

### 収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	19,133
業務費用	14,511
受託経費	445
一般管理費	1,638
減価償却費	2,540
収益の部	
経常収益	17,747
運営費交付金収益	8,650
補助金収益	734
受託収入	445
業務収入	5,821
その他収入	22
資産見返負債戻入	2,072
財務収益	4
純利益(△純損失)	△ 1,385
前中期目標期間繰越積立金取崩額	289
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△ 1,096

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 別紙2-2

## 収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

## 収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	5,174
業務費用	4,784
一般管理費	210
減価償却費	180
収益の部	
経常収益	4,058
業務収入	4,054
その他収入	3
資産見返負債戻入	1
財務収益	—
純利益(△純損失)	△ 1,116
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△ 1,116



## 別紙2-4

## 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
費用の部			
経常費用	9,025	813	2,603
業務費用	6,343	813	2,566
受託経費	410	—	35
一般管理費	—	—	—
減価償却費	2,273	0	2
収益の部			
経常収益	8,756	813	2,603
運営費交付金収益	4,237	813	2,173
補助金収益	344	—	390
受託収入	410	—	35
業務収入	1,763	—	4
その他収入	—	—	—
資産見返負債戻入	2,003	0	2
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	△ 269	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	269	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	4	1,514	13,959
業務費用	4	—	9,727
受託経費	—	—	445
一般管理費	—	1,428	1,428
減価償却費	—	86	2,360
収益の部			
経常収益	4	1,494	13,670
運営費交付金収益	—	1,428	8,650
補助金収益	—	—	734
受託収入	—	—	445
業務収入	1	—	1,767
その他収入	3	—	3
資産見返負債戻入	—	66	2,071
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	△ 20	△ 289
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	20	289
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	—

## 別紙2-5

## 収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	20
その他収入	16
財務収益	4
純利益(△純損失)	20
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	20

### 別紙3 資金計画

別紙3-1

#### 資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	20,364
業務活動による支出	16,593
投資活動による支出	1,009
翌年度への繰越	2,762
資金収入	20,364
業務活動による収入	15,659
運営費交付金による収入	8,650
国庫補助金による収入	734
受託収入	445
業務収入	5,821
その他収入	10
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	4,705

#### [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 別紙3-2

## 資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

## 資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	6,265
業務活動による支出	4,994
翌年度への繰越	1,271
資金収入	6,265
業務活動による収入	4,056
業務収入	4,054
その他収入	3
当年度期首資金残高	2,209

## 別紙3-4

## 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
資金支出	7,667	813	3,505
業務活動による支出	6,753	813	2,601
投資活動による支出	457	—	452
翌年度への繰越	457	—	452
資金収入	7,667	813	3,505
業務活動による収入	6,753	813	2,601
運営費交付金による収入	4,237	813	2,173
国庫補助金による収入	344	—	390
受託収入	410	—	35
業務収入	1,763	—	4
その他収入	—	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	914	—	904
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	429	1,629	14,043
業務活動による支出	4	1,428	11,599
投資活動による支出	—	100	1,009
翌年度への繰越	425	101	1,435
資金収入	429	1,629	14,043
業務活動による収入	4	1,428	11,599
運営費交付金による収入	—	1,428	8,650
国庫補助金による収入	—	—	734
受託収入	—	—	445
業務収入	1	—	1,767
その他収入	3	—	3
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	425	201	2,444

## 別紙3-5

## 資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	55
翌年度への繰越	55
資金収入	55
業務活動による収入	4
その他収入	4
当年度期首資金残高	51